

越前市介護予防・日常生活支援総合事業  
訪問型基準緩和サービスA2型「お手軽サポート」事業者募集要項

1 事業募集の趣旨

高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助を行う訪問型基準緩和サービスA2型「お手軽サポート」を実施するにあたり、サービスを提供できる事業者を募集する。

2 事業の内容

この事業は、居宅要支援被保険者及び事業対象者に対して、住み慣れた地域において自立した日常生活を継続的に営むことができるよう、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める掃除・買い物・調理・洗濯等の日常生活の支援（生活援助）を実施する。

(1) 実施可能なサービス内容

- ①サービス準備等
- ②掃除
- ③洗濯
- ④ベッドメイク
- ⑤衣類の整理・被服の補修
- ⑥一般的な調理・配下膳
- ⑦買い物・薬の受け取り

(2) サービス対象外のもの

- ①商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

〔 入浴・排泄介助、服薬介助、本人以外の家族のためにする家事支援、大掃除、家屋の修理、  
草むしり、来客対応、ペットの世話、洗車等 〕

3 応募できる事業者

高齢者を対象とする生活支援事業の実施に意欲を有する団体で、次の要件に該当すること。

- (1) 支援事業に従事する者に、越前市が実施する高齢者生活支援サポーター養成講座等の研修を受講し、修了した者が必ず含まれていること。
- (2) 介護専門員及び地域包括支援センター職員との連携体制ができていること。
- (3) 支援事業の事業対象者への支援提供の趣旨を理解した上で、支援を提供する従事者を配置する仕組みが整っていること。

4 サービス単価

1時間あたりのサービス単価は、各実施団体が決定する。

5 実施委託料

事業に要する費用のうち、1時間当たり600円（消費税相当額を含む）を委託料として支払う。

6 実施回数・時間

(1) 週2回を限度とする。

(2) 1回あたり1時間を限度とする。ただし、サービス内容によっては、30分単位でも提供可能とする。

7 実施期間 令和2年4月1日から1年間

8 応募方法等

(1) 応募期間 令和2年3月10日(火) 17時まで

(2) 応募方法 「お手軽サポート事業」実施申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、郵送又は直接持参する。

9 選考方法

(1) 応募のあった団体の中から、書類選考によって委託先を決定する。

(2) 選考結果については、文書で通知する。

10 問合せ先・応募書類提出先

〒915-8530

越前市府中一丁目13-7

越前市市民福祉部長寿福祉課

TEL : 0778-22-3784

FAX : 0778-22-3257

E-mail : [tyouiyu@city.echizen.lg.jp](mailto:tyouiyu@city.echizen.lg.jp)